

諮 問 第 6 4 7 号
環 水 大 管 発 第 2607301 号
令 和 8 年 8 月 10 日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣 石原 宏高
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙 1)

3- [(イソプロピルスルホニル) メチル] -N- (5-メチル-1, 3, 4-オキサジアゾール-2-イル) -5- (トリフルオロメチル) - [1, 2, 4] トリアゾロ [4, 3-*a*] ピリジン-8-カルボキシアミド (別名イプトリアゾピリド)

アンモニウム N- [(ヒドロキシホスフィナート) メチル] グリシン (別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム N- (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム N- [(ヒドロキシホスフィナート) メチル] グリシン (別名グリホサートカリウム塩) 及びナトリウム N- [(ヒドロキシホスフィナート) メチル] グリシン (別名グリホサートナトリウム塩)

1, 2, 5, 6-テトラヒドロピロロ [3, 2, 1-*ij*] キノリン-4-オン (別名ピロキロン)

(別紙2)

(*E*) - 1 - [(2 - クロロチアゾール - 5 - イル) メチル] - 3 - メチル - 2 - ニトログアニジン (別名クロチアニジン)

(*EZ*) - 3 - [(2 - クロロチアゾール - 5 - イル) メチル] - 5 - メチル - *N* - ニトロ - 1 , 3 , 5 - オキサジアジナン - 4 - イミン (別名チアメトキサム)

(3 *R*) - 3 - (2 - クロロチアゾール - 5 - イル) - 8 - メチル - 7 - オキソ - 6 - フェニル - 2 , 3 , 7 , 8 - テトラヒドロ [1 , 3] チアゾロ [3 , 2 - *a*] ピリミジン - 4 - イウム - 5 - オレート (別名フェンメゾジチアズ)

(1 *S*) - 2 , 2 - ビス (4 - フルオロフェニル) - 1 - メチルエチル *N* - [(3 - アセトキシ - 4 - メトキシ - 2 - ピリジル) カルボニル] - L - アラニナート (別名フロリルピコキサミド)

中環審第2608142号
令和8年8月14日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和8年8月10日付け諮問第647号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。